

## EPA税率適用のための自己申告制度について



貨物を輸入するのにEPAを利用したいのですが、自己申告制度とは何ですか？

自己申告制度とは、貨物の輸入者、輸出者又は生産者が自ら有する情報に基づき、貨物が原産品である旨を申告の上、特恵税率の適用を要求する制度です。



- 自己申告制度を採用しているEPA等
  - 日オーストラリア協定
  - CPTPP
  - 日EU・EPA
  - 日米貿易協定(※1)
  - 日英EPA
  - RCEP(※2)

(※1) 輸入者による自己申告制度のみを採用しています。

(※2) 現時点(2023年12月)では、輸入者による自己申告制度は、日本への輸入についてのみ採用されています。輸出者または生産者による自己申告制度は、日本、オーストラリア、ニュージーランド間で実施されています(将来的に、他の締約国にも導入されます。)

## 輸入者自己申告における留意事項について①



輸入者による自己申告を利用するために、輸入者としては何を行う必要がありますか？

まずは輸入する貨物が原産品であることを明らかにするために必要な情報を、輸入者自身が保有しているか等をご確認ください。



- 輸入者による自己申告では、輸入通関や事後確認※における税関からの求めに対し、輸入者の責任により原産品であることを明らかにする必要があります。
- 利用に際しては、必ず、原産品であることを明らかにするために必要な情報を輸入者自身が保有しているか、輸出者・生産者から入手できるかをご確認ください。

※「事後確認」とは、EPA又は一般特惠関税制度の下で、特惠税率を適用して輸入申告された貨物について、各EPA及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。

## 輸入者自己申告における留意事項について②



事後確認の際、輸入者が原産品であることを明らかにできない場合にはどうなりますか？

EPA税率の適用が否認されることがあります。

輸入者自己申告を利用した場合、協定上、原則的に輸出国に対する事後確認は実施されません。したがって、輸入者が提供する情報が不十分であった場合には、その時点でEPA税率の適用が否認されることがあります。



### ① 輸入者に対する事後確認

書面での情報提供要請 または 輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後調査)により実施され、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

### ② 輸出国に対する事後確認

(輸入者に対する事後確認で、貨物が原産品であることを確認できない場合には、日本税関から輸出締約国に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがありますが、)輸入者自己申告に基づきEPA税率を適用した場合、協定上、原則的に輸出国に対する事後確認は実施されません。

⇒輸入者自己申告の場合、輸出締約国へ情報提供要請することができないため、事後確認時に輸入者による回答がない場合や、輸入者から提供された情報が原産品であることを明らかにするには不十分である場合には、EPA税率の適用が否認されることがあるためご注意ください。また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。